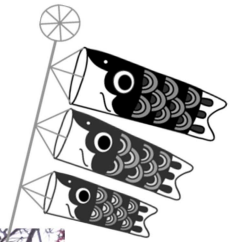


Ⅲ 福祉班

- 1 生活保護
- 2 介護保険
- 3 障害者福祉
- 4 障害者関係の連携事業
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉
- 6 児童福祉
- 7 地域福祉
- 8 配偶者暴力相談支援
- 9 生活困窮者自立支援



こいのぼり掲揚式 平成 27 年 4 月 28 日

福祉班概要

近年、急速な少子・高齢化の進展の中で、社会福祉を取り巻く状況は大きく変化し、福祉に対するニーズは増大かつ複雑・多様化している。福祉班は、このような福祉ニーズに対応していくため、管内の状況を的確に把握し、関係市村及び関係機関・団体との連携を密にしながら、きめ細かな住民福祉サービスの充実に努めている。

業務内容は、1 生活保護、2 介護保険、3 障害者福祉、4 障害者関係の連携事業、5 母子及び父子並びに寡婦福祉、6 児童福祉、7 地域福祉、8 配偶者暴力相談支援、9 生活困窮者自立支援に係る業務である。

1 生活保護

国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を目的とした生活保護法をもとに、生活保護の適切な運営・実施を確保するため、(1)保護の適正実施の推進、(2)要援護世帯に対する指導援助の充実、(3)医療・介護扶助の適正運営の確保、(4)組織的な運営管理の推進等の基本方針に沿って業務を行う。

2 介護保険

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市村、関係機関との連携に努め、(1)介護保険等事業計画の支援、(2)介護保険事業所の指定、実地指導を行う。

3 障害者福祉

障害者福祉の推進を図るため市村や関係機関・団体との連絡調整に努め、(1)障害者の自立に向けた社会参加のための各種イベントへの協力、(2)市村の地域自立支援協議会の支援、(3)障害者総合支援法の円滑かつ適正な運営確保を図るための管内市村指導及び指定事業所の実地指導、(4)特別障害者手当等支給、(5)療育手帳の交付を行う。

4 障害者関係の連携事業

市及び村をはじめとする関係機関と連携し、障害者の相談支援体制、就労支援ネットワーク及び障害者歯科治療体制の構築を図る。

5 母子及び父子並びに寡婦福祉

母子及び父子並びに寡婦に対し、生活の安定と質の向上のため、母子父子寡婦福祉資金貸付事業により経済的自立及び生活意欲の助長を図る。また、市村、関係機関、福祉団体等との連携により実態把握に努める。(1)母子父子福祉協力員設置、(2)母子父子寡婦福祉資金の貸付、(3)貸付金償還の促進等の業務により母子及び父子並びに寡婦福祉の向上を図る。

6 児童福祉

児童福祉法に基づき、(1)管内児童の実態把握、(2)児童福祉施策の推進・支援、(3)児童福祉週間や諸行事を通じた児童福祉理念の周知、(4)市村立保育所及び多良間村保育行政に対する指導監査の業務により児童福祉の向上を図る。

7 地域福祉

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会をはじめとする、関係機関・福祉団体等と連携をとり、地域福祉の向上を図る。

8 配偶者暴力相談支援

DV防止法に基づき、配偶者から暴力を受けた者の相談を受け被害者の尊厳を守りながら自立支援と解決策を提供する。

9 生活困窮者自立支援

県及び自立相談支援機関をはじめとする関係機関と連携し、支援計画の検証、住宅確保給付金の支給等、生活困窮者の自立の促進を図る。

福祉班に関する月間・週間事業

平成27年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
児童福祉週間	5. 5～ 5. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・こいのぼり掲揚式 ・児童福祉週間チラシ作成及び配布 ・行楽施設等への入場料等の免除・割引依頼 ・ポスターの掲示 	保育園 一般住民
民生委員・児童委員の日 活動強化週間	5. 12～ 5. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・所内への周知 ・広報パレードへの参加 	所内職員 一般住民
・らい予防法による被害者の 名誉回復及び追悼の日 ・ハンセン病を正しく理解する 月間	6. 22 6. 1～ 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、リーフレットの配布 ・パネル展 	一般住民
里親を求める運動	10. 1～ 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示 ・パンフレット、リーフレットの配布 	一般住民
女性に対する暴力をなくす 運動	11. 12～ 11. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示 ・ポケットカードの配布 	一般住民 相談業務関係者
児童虐待防止推進月間	11. 1～ 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示 ・パンフレット、リーフレットの配布 	一般住民
障害者週間	12. 3～ 12. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示 ・パンフレット、リーフレットの配布 	一般住民

1 生活保護

生活保護法は、昭和 25 年 5 月に日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき制定、施行され、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに積極的にそれらの人々の自立助長を図ることを目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日の宮古島市誕生（平良市と管内 4 町村＜城辺町、伊良部町、下地町、上野村＞との合併）に伴い、当所が所管するのは多良間村だけとなり、平成 17 年度の多良間村については 10 世帯、人員 14 人、保護率 9.71‰、平成 27 年度は 16 世帯、人員 21 人、保護率 17.75‰となっている。被保護世帯数、被保護人員、保護率ともに平成 27 年度まで微増微減を繰り返し、ほぼ横ばいの状態が続いていたが、今後は高齢による就労困難等により、微増傾向で推移していく事が予想される。

(1) 生活保護の状況

多良間村の状況としては、被保護世帯数及び保護率共に微増傾向にある。

表1 人口、被保護世帯、被保護人員、保護率の推移 (年度平均)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
沖縄県	人口	1,427,032	1,432,523	1,444,879	1,451,030	1,451,304
	被保護世帯	21,551	23,170	24,393	25,641	26,007
	被保護人員	30,844	32,696	33,995	34,840	35,445
	保護率	21.70	22.82	23.53	24.00	24.42
宮古島市	人口	54,450	54,987	54,953	54,659	54,394
	被保護世帯	732	778	803	840	895
	被保護人員	1,040	1,080	1,081	1,111	1,176
	保護率	18.93	16.32	19.67	20.32	21.62
多良間村	人口	1,285	1,279	1,269	1,239	1,209
	被保護世帯	16	18	19	17	16
	被保護人員	25	26	26	26	21
	保護率	19.50	20.66	21.41	20.98	17.75

※保護率単位：‰（‰は 1,000 人に対する割合）

表2 宮古福祉保健所管内（多良間村）年度別、生活保護の種類別、被保護世帯及び人員の年次推移 (年度平均)

扶助種類 年度別	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		出産扶助		介護扶助		葬祭扶助		生業扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成23年度	14	22	6	10	1	3	11	12	0	0	1	1	0	0	1	1
平成24年度	16	25	7	12	2	3	12	14	0	0	3	3	0	0	1	1
平成25年度	17	25	7	14	2	4	13	17	0	0	3	3	0	0	1	2
平成26年度	17	25	8	14	1	2	11	13	0	0	3	3	0	0	1	2
平成27年度	14	17	6	10	1	2	12	14	0	0	4	4	0	0	0	0

表3 市村別、世帯類型別、世帯数の状況 (平成27年度平均) (単位：世帯)

区分 市村別	総数		高齢者世帯		母子世帯		障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯	
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
宮古島市	893	100.0	445	49.8	39	4.4	102	11.4	145	16.2	162	18.1
多良間村	15	100.0	11	73.3	1	6.7	1	6.7	1	6.7	1	6.7
計	908	100.0	456	50.2	40	4.4	103	11.3	146	16.1	163	18.0

高齢者世帯が高い割合を占めている。

表4 市村別、労働力類型別世帯数の状況 (平成27年度平均) (単位：世帯)

区分 市村別	総数	稼働世帯						非稼働世帯
		総数	世帯主が働いている世帯				世帯員が働いている世帯	
			常用	日雇	内職	その他		
宮古島市	893	141	41	41	16	17	26	752
多良間村	18	3	0	0	0	0	3	15

※四捨五入の関係で、表3の総数と表4の総数が一致しないことがある。

表5 宮古福祉保健所管内（多良間村）生活保護申請・開始・廃止世帯数及び人員の年次推移

年度区分	保護申請世帯数	開始		廃止	
		世帯数	人員	世帯数	人員
平成23年度	1	1	1	3	4
平成24年度	6	3	5	0	0
平成25年度	2	2	2	3	3
平成26年度	2	2	2	3	4
平成27年度	2	2	3	5	10

表6 宮古福祉保健所管内（多良間村）生活保護の開始理由別、世帯数の年次推移 (単位：世帯)

区分	総数	疾病によるもの		疾病によらないもの										転入		
		世帯主	世帯員	働いていた者の死亡	働いていたもの別離	働きによる収入の減少・喪失				要介護状態	社会保障給付金の減少・喪失	減少・喪失の仕送りの減少・喪失	預貯金等の減少・喪失		その他	
						定年・失業	老齢によるもの	事業不振・倒産	その他							
平成23年度	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成24年度	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
平成25年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
平成26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
平成27年度	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表6については、世帯主の疾病による収入の減・支出の増、預貯金の減少・喪失が主な開始理由となっている。

表7 宮古福祉保健所管内（多良間村）生活保護の廃止理由別、世帯数の年次（単位：世帯）

	総数	疾病の治癒		働きの増加	働きの減少	死亡	失踪	給付費の増加	社会福祉保障	収入の増加	仕送り等、働きの減少	親類・縁者等の引き取り	施設入所	医療費の他法負担	転出	その他	
		世帯主	世帯員														
平成23年度	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
平成24年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成25年度	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
平成26年度	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
平成27年度	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0

表7については、死亡及び転出が主な廃止理由となっている。

表8 宮古福祉保健所管内（多良間村）年度別医療扶助人員の推移（年度平均）（単位：人）

年度	項目 被保護人員	入院				入院外				医療扶助人員	医療扶助率(%)
		結核	精神	その他	計	結核	精神	その他	計		
平成23年度	25	0	0	2	2	0	0	9	9	11	46.54
平成24年度	26	0	0	1	1	0	0	12	12	13	51.14
平成25年度	27	0	0	2	2	0	0	15	15	17	61.04
平成26年度	26	0	0	0	0	0	0	13	13	13	51.63
平成27年度	21	0	0	1	1	0	0	13	13	14	65.72

※四捨五入の関係で、入院計及び入院外計の合計と医療扶助人員数が一致しないことがある。

表9 宮古福祉保健所管内（多良間村）診療報酬確定状況（単位：円）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
入院	29	12,245,245	22	7,990,722	41	19,953,330	6	3,425,342	25	14,083,664
入院外	111	1,857,540	166	2,780,490	204	3,585,460	172	3,112,380	203	3,928,070
歯科	21	632,150	18	462,720	15	372,680	34	661,320	15	196,190
調剤	8	59,490	26	140,330	25	244,160	17	276,250	13	163,290
訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	169	14,794,425	232	11,374,262	285	24,155,630	229	7,475,292	256	18,371,214
月平均	14	1,232,869	19	947,855	24	2,012,969	19	622,941	21	1,530,935

表10 宮古福祉保健所管内（多良間村）年度別生活保護費支出状況（単位：円）

扶助別	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		生活扶助	10,461,605	12,897,079	14,092,777	12,933,448
住宅扶助	1,146,032	1,213,300	1,413,183	1,432,860	1,013,310	
教育扶助	365,949	366,260	497,476	233,720	193,140	
介護扶助	0	0	196,552	3,400	31,483	
医療扶助	73,044	156,170	318,406	436,454	297,244	
出産扶助	0	0	0	0	0	
生業扶助	161,305	145,450	317,215	254,400	0	
葬祭扶助	0	0	0	183,600	0	
保護費総額	12,207,935	14,778,259	16,835,609	15,477,882	11,013,872	

※医療扶助費用については、表9：診療報酬確定額を除いた金額である。

2 介護保険

平成 27 年 10 月 1 日現在で、宮古地域では高齢化率（65 歳以上人口が総人口に占める割合）が約 23.7%と沖縄県全体約 19.2%に比べて高齢化率が進んでいる。また、高齢者単身世帯も多い。高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保って生活できるよう、当所は、宮古島市や多良間村と協力しながら介護保険法及び老人福祉法に基づいて事業を実施している。

(1) 介護保険の利用者

平成 12 年度から始まっている介護保険制度では、40 歳以上の被保険者が保険料を支払い、介護が必要と認定された場合には、その程度に応じて介護サービスを利用できる。

宮古地域では、第 1 号被保険者（65 歳以上の被保険者）のうち、約 23%が要介護（要支援）認定を受けている。認定を受けた人の約 87%がサービスを利用している。

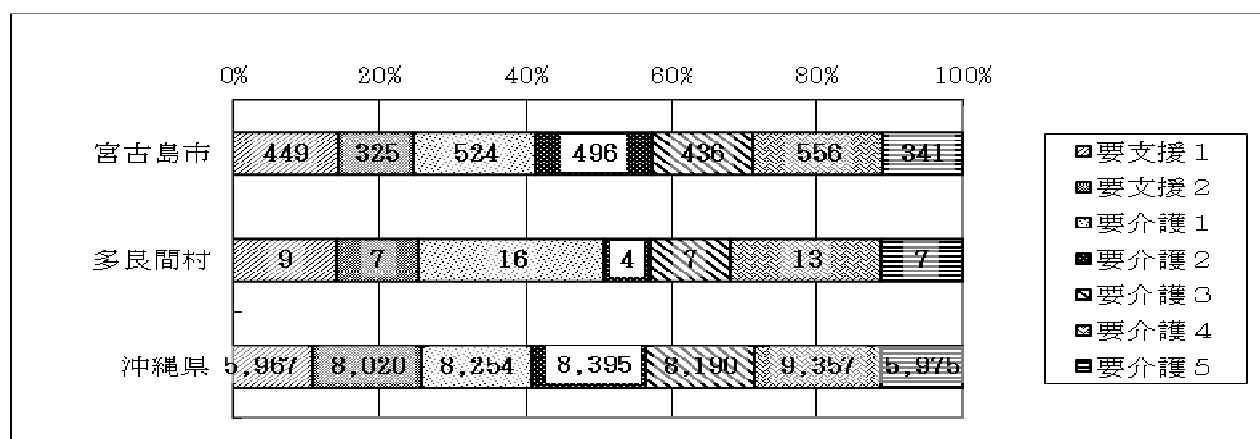
表 1 被保険者数、認定者数及びサービス受給者数

平成 27 年度末現在

	宮古島市			多良間村			宮古地域合計		
	総数	65～74	75歳以上	総数	65～74	75歳以上	総数	65～74	75歳以上
第1号被保険者数	12,977	5,692	7,285	339	148	191	13,316	5,840	7,476
認定者数	2,980	313	2,667	59	4	55	3,039	317	2,722
認定者数／被保険者数	23%	5%	37%	17%	3%	29%	23%	5%	36%
受給者数	2,593	250	2,343	48	3	45	2,641	253	2,388
受給者数／被保険者数	20%	4%	32%	14%	2%	24%	20%	4%	32%

出典：宮古島市、多良間村まとめ

表 2 要介護（要支援）度の分布



出典：介護保険事業状況報告
(平成 26 年度)

(2) 業務管理体制整備について

平成 21 年 5 月の介護保険法の一部改正に伴って、介護保険事業者は法令遵守責任者の選任等を行い、業務管理体制（法令遵守体制）を整備しなければならない。当所は、業務管理体制の確認検査を、平成 27 年度には管内 13 件の事業者に対して行った。

(3) 介護サービス事業者

当所では、介護保険法第 24 条に基づいて介護サービス事業者に対する実地指導を行っており、平成 27 年度は 55 事業所（居宅サービスと介護予防サービスを一体的に運営している場合は 1 事業所と数える。）に対して実地指導を行い、概ね良好にサービスが提供されていることを確認した。また事業所に対して、研修開催や第三者による評価を通して、常にサービスの質の向上を図るよう指導している。特に高齢者虐待について、介護従事者の理解を深め、発見、防止に努めるよう指導している。

表 3 指定及び指定更新等の実施状況

	平成27年度末現在		
	指定	更新	実地指導
訪問介護	2	2	17
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	0	0	3
福祉用具貸与	1	2	4
特定福祉用具販売	1	2	4
通所介護	3	1	9
通所リハビリ	1	0	2
居宅介護支援	3	2	13
介護予防訪問介護	2	2	16
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	3
介護予防福祉用具貸与	1	2	4
介護予防特定福祉用具販売	1	2	4
介護予防通所介護	2	1	9
介護予防通所リハビリ	1	0	2
合計	18	16	90

表 4 宮古地域の地区別介護保険事業所等

平成 27 年度末現在

	平良	城辺	下地	上野	伊良部	多良間	合計
訪問介護	31	3	1	1	5	0	41
訪問入浴介護	0	0	1	0	1	0	2
訪問看護	34	2	1	1	4	2	44
訪問リハビリ	26	2	1	1	4	2	36
居宅療養管理指導	38	2	2	2	5	2	51
福祉用具貸与	6	0	1	0	1	0	8
特定福祉用具販売	6	0	1	0	1	0	8
通所介護	22	2	5	0	4	1	34
通所リハビリ	6	0	1	0	1	0	8
短期入所生活介護	3	0	1	0	1	0	5
短期入所療養介護	3	0	1	0	0	0	4
特定施設入居者生活介護	4	0	0	0	0	0	4
居宅介護支援	31	2	4	0	5	1	43
夜間対応型訪問介護	1	0	0	0	0	0	1
認知症対応型通所介護	1	0	0	0	0	0	1
小規模多機能型居宅介護	2	2	0	1	2	0	7
認知症対応型共同生活介護	4	0	2	0	1	0	7
複合型サービス	1	0	0	0	0	0	1
介護老人福祉施設	3	0	1	0	1	0	5
介護老人保健施設	1	0	1	0	0	0	2
介護療養型医療施設	2	0	0	0	0	0	2
合計	225	15	24	6	36	8	314

3 障害者福祉

平成 18 年度に障害者自立支援法の施行により、サービス体系が整理され、事務の実施主体が市町村に一元化された。平成 25 年 4 月 1 日より、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に難病等が加わり一定の障害(身体障害、知的障害、精神障害、一部難病)を持つ人全てが障害福祉サービス等の対象になった。

(1) 障害者総合支援法の支給事務

ア 支給事務の実地指導(市、村)

市村の自立支援給付事務(各福祉サービス等)が円滑及び適正に実施されるよう、実地指導を 2 年に 1 回以上実施する。指導は、対象となる市村の指導指針に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からヒアリング方式で行う。

イ 事業所の実施指導

障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。

(2) 身体障害者福祉

身体障害者福祉法における「身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の者(18 歳未満は身体障害児)とされている。なお当福祉保健所は以下の業務を行っている。

- ・管内身体障害者の実態把握
- ・障害者の社会参加促進
- ・特別障害者手当等の認定及び支給
- ・スポーツ大会等各種行事への参加

ア 身体障害者(児)の実態

表 1 身体障害者手帳保持者数の年度別推移 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
宮古島市	2,325	2,332	2,617	2,704	2,771
多良間村	75	66	67	79	74
宮古全域	2,400	2,398	2,684	2,783	2,845

表 2 身体障害者手帳の障害別交付状況 平成27年度(単位：人)

町村別	障害別						
	視覚	聴覚平衡	音声・言語・咀嚼	肢体	内部	ぼうこう直腸	総数
宮古島市	248	451	36	1,211	823	2	2,771
多良間村	1	13	0	35	25	0	74
宮古全域	249	464	36	1,246	848	2	2,845

※内部障害は、心臓・腎臓・呼吸器機能障害の合計である。

表 3 身体障害者手帳の等級別交付状況 平成27年度(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
視覚	135	61	10	14	20	9	249
聴覚	35	117	58	103	0	151	464
音声・言語・咀嚼	0	2	28	6	0	0	36
肢体	331	399	214	187	79	36	1,246
内部	486	11	179	172	0	0	848
ぼうこう・直腸	1	0	0	1	0	0	2
総数	988	590	489	483	99	196	2,845

表4 身体障害者手帳の年代別交付状況

平成27年度(単位：人)

障害別 年齢別	視覚	聴覚平衡	音声・言 語・咀嚼	肢体	内部	ぼうこう 直腸	総数
65歳以上	190	356	17	775	628	0	1,966
60～64	17	15	4	137	82	0	255
50～59	23	42	10	163	83	2	323
40～49	10	18	2	76	27	0	133
30～39	3	8	2	51	14	0	78
20～29	4	13	1	16	8	0	42
18～19	0	1	0	2	0	0	3
18歳未満	2	11	0	26	6	0	45
総 数	249	464	36	1,246	848	2	2,845

イ 障害者総合支援法によるサービス利用状況

表5 施設等サービスの利用状況

平成27年度(単位：人)

	島内施設		島外(県内)施設		計
	入所施設	通所事業所	入所施設	通所事業所	
宮古島市	49	114	22	0	185
多良間村	0	0	0	0	0
総 数	49	114	22	0	185

ウ 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当等は在宅で生活している重度障害者に対し、経済的、精神的負担の軽減の一助として支給する援護措置である。

(ア) 対象者

a 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の重複障害があるため、日常において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上に支給する。

b 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の重複障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満に支給する。

c 経過的福祉手当

従来福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者に対する経過措置として支給する。

(イ) 手当額(月額)

平成27年度末まで

平成28年4月～

a 特別障害者手当

26,620円

26,830円

b 障害児福祉手当

14,480円

14,600円

c 経過的福祉手当

14,480円

14,600円

表6 特別障害者等の支給状況

(平成27年度実績)

区分	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当(経過措置)	
	実人員	金額(円)	実人員	金額(円)	実人員	金額(円)
宮古島市	1,366	36,219,080	352	5,077,920	0	0
多良間村	0	0	0	0	0	0
総数	1,366	36,219,080	352	5,077,920	0	0

(3) 宮古圏域における指定医師

表7 宮古圏域における指定医師(身体障害者福祉法第15条:身体障害者手帳交付・更生医療等)

No	氏名	病院名	診療科目	No	氏名	病院名	診療科目
1	上原 哲夫	沖縄県立宮古病院	小児科	29	奥原 典一	宮古島リハビリ温泉病院	内科
2	米田 晋	沖縄県立宮古病院	内科	30	宮原 真哉	徳洲会伊良部診療所	内科
3	伊志嶺 了	レオクリニック	内科(循環器)	31	鈴木 全	沖縄県立宮古病院	外科
4	浅野 志麻	沖縄県立宮古病院	脳神経外科	32	打出 啓二	下地診療所	外科
5	川満 博昭	沖縄県立宮古病院	眼科	33	清水 武志	ドクターゴン診療所	内科
6	宮城 雅也	沖縄県立宮古病院	小児科	34	泰川 恵吾	ドクターゴン診療所	外科
7	杉田 さおり	沖縄県立宮古病院	整形外科	35	曾我 幸弘	ドクターゴン診療所	外科
8	打出 和子	沖縄県立宮古病院	内科 リハビリテーション科	36	下地 晃	城辺中央クリニック	内科 リハビリテーション科
9	武富 博寿	沖縄県立宮古病院	泌尿器科	37	砂川 恵伸	介護老人保健施設 栄寿園	外科
10	杉田 周一	沖縄県立宮古病院	耳鼻咽喉科	38	高江洲 均	介護老人保健施設 栄寿園	内科
11	米田 恵寿	沖縄県立宮古病院	外科	39	砂川 明雄	おおはらクリニック	外科 勝直
12	山本 聡	沖縄県立宮古病院	整形外科	40	下地 常之	下地内科医院	内科
13	幸村 百理男	砂川眼科医院	内科	41	竹井 太	うむやすみやあす・ん診療所	脳神経外科
14	安谷屋 正明	沖縄県立宮古病院	泌尿器科	42	比嘉 一雄	比嘉内科胃腸科医院	内科
15	伊志嶺 博	沖縄県立宮古病院	整形外科	43	下地 輝子	下地眼科医院	眼科
16	本永 英治	沖縄県立宮古病院	内科	44	宮里 不二雄	ふじ胃腸科医院	内科 外科
17	与那覇 博隆	沖縄県立宮古病院	内科	45	砂川 尊	砂川眼科医院	眼科
18	岩永 英憲	沖縄県立宮古病院	外科	46	稲村 達哉	稲村耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
19	増成 秀樹	宮古島徳洲会病院	内科	47	池村 幸	いけむら小児科	小児科
20	高峰 文成	宮古島徳洲会病院	外科	48	比嘉 富二	ひが小児科医院	小児科
21	斉藤 憲人	宮古島徳洲会病院	内科	49	倉橋 豊	くらはし整形外科クリニック	整形外科
22	宮内 孝治	宮古島徳洲会病院	内科	50	眞壁 正明	眞壁眼科	眼科
23	江川 明祥	国立療養所宮古南静園	外科	51	下地 美幸	砂川内科医院	泌尿器科
24	新城 日出郎	国立療養所宮古南静園	外科	52	池村 栄作	いけむら外科・胃腸科・肛門科	外科 胃腸科
25	恩河 尚清	国立療養所宮古南静園	内科	53	平良 正昭	たいら内科	内科
26	佐々木 高信	沖縄県立宮古病院	外科	54	砂川 隆治	砂川整形外科医院	整形外科
27	藤田 豪	沖縄県立宮古病院	外科	55	池村 眞	池村内科医院	内科
28	宇山 正	宮古島リハビリ温泉病院	内科 リハビリテーション科				

※平成28年3月31日現在(最新情報については、県障害福祉課ホームページ参照)

(4) 知的障害者福祉

知的障害者（児）は、諸々の原因によって知的能力等の発達が遅滞しているため社会への適応が困難となっており、社会的・経済的にも弱い立場にある。これら知的障害者（児）の福祉向上を図るため、療育手帳の交付等の施策が講じられている。

ア 知的障害者（児）の実態

知的障害者とは、知的機能障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者とされている。

表8 宮古地区の療育手帳保持者及び新規交付の年度別推移

年度	手帳保持者(児)数	新規交付件数
平成23年度	426	18
平成24年度	447	24
平成25年度	447	14
平成26年度	466	17
平成27年度	477	13

第9 宮古地区における療育手帳交付状況

平成27年度（単位：人）

区分 地区村名	知的障害児					知的障害者					交付総数				
	A1	A2	B1	B2	計	A1	A2	B1	B2	計	A1	A2	B1	B2	計
宮古島市	7	11	29	25	72	38	106	157	101	402	45	117	186	126	474
多良間村	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0	1	1	1	3
合計	7	11	29	25	72	38	107	158	102	405	45	118	187	127	477

※判定区分

A1：知的測定値が 35 以下で身体障害者福祉法に基づく障害の程度が 1 級又は 2 級に該当するもの。

A2：知的測定値が 50 以下で身体障害者福祉法に基づく障害の程度が 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの。

B1：知的測定値が 50 以下で、上記 A2 に該当しないもの。

B2：知的測定値が 51 以上で、上記 B1 に該当しないもの。

イ 知的障害者の障害者総合支援法によるサービス利用について

第10 施設等のサービスの利用状況

平成27年度（単位：人）

	島内施設		島外(県内)施設		計
	入所施設	通所事業所	入所施設	通所事業所	
宮古島市	44	148	6	7	205
多良間村	0	0	0	0	0
宮古全域	44	148	6	7	205

4 障害者関係の連携事業

(1) 障害者の相談支援に係る連携事業

ア 事業概要

障害者総合支援法により、障害者のニーズを的確に把握し、そのニーズに応えるために相談支援体制の構築を協議、検討する場として、都道府県及び市町村において、地域自立支援協議会を設置することになっている。

県においては、地域の自立支援協議会の設置を支援し、圏域における自立支援連絡会議を設置し、県全体の相談支援体制の構築を図るとともに、市町村の相談支援体制と連携していく。そして、圏域に連絡会議を設置することにより、地域の実情にあった相談支援事業を行うことができ、なおかつ近隣自治体との情報交換の場となり、相談支援体制が全面的に広がることが期待される。

イ 取組状況

- ・宮古島市自立支援協議会設置(平成 19 年 12 月)
- ・多良間村自立支援協議会設置(平成 20 年 2 月)

ウ 平成 27 年度開催状況

- ・宮古島市自立支援協議会開催(平成 27 年 6 月)
- ・宮古島市自立支援協議会開催(平成 28 年 3 月)
- ・宮古圏域自立支援協議会開催(平成 28 年 3 月)

圏域でまとめられた課題について、沖縄県自立支援連絡会議において討議される。

(2) 宮古地区障害者等歯科治療推進協議会

ア 事業概要

沖縄県では、厚生労働省派遣医師の協力を得て、重度身体障害者(児)に対して全身麻酔下歯科治療事業が行われており、宮古地区では、昭和 60 年度から平成 24 年度までに延べ 159 人の治療実績がある。

宮古地区については、障害者歯科治療の体制が整っている地域の一つであり、地域協力歯科医が現在 15 名いる。この現状を踏まえて、宮古地区において全身麻酔下歯科治療事業については平成 24 年度をもって終了し、今後は地域内での歯科治療及び全身麻酔下歯科治療を行うこととなった。

当所では障害者等が必要な歯科治療を受診できるよう平成 21 年 3 月に「宮古地区障がい者等歯科治療推進協議会」を立ち上げて、宮古地区の障害者等に対し、一連の歯科治療が地域で受診できる地域完結型の体制の構築に向けて協議を行った。

イ 取組状況

同協議会において、これまで協議会を 7 回、作業部会を 15 回開催し、「障害者歯科の医療機関の連携」や「かかりつけ歯科医の普及啓発」について議論を行った結果、宮古地区においては一定程度の歯科治療体制が整ってきた。

よって、当協議会は平成 26 年度をもって終了とし、今後は当事者等から要望があれば、宮古地区歯科医師会、沖縄県立宮古病院及び各相談窓口(宮古福祉保健所、宮古島市、多良間村、各相談支援事業所)が互いに連携し、随時話し合いの場を設け、課題解決に向けて取り組んで行くこととなった。

5 母子及び父子並びに寡婦福祉

近年の厳しい経済状況の中、ひとり親家庭は、生計を維持するための十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多い。

当所では、母子・父子自立支援員による相談事業や、自立支援教育訓練給付金事業による就業支援、母子父子寡婦福祉資金貸付事業により経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っている。また、市村、関係機関、福祉団体と連携をとりながら、ひとり親家庭の福祉の向上に努めている。

(1) ひとり親世帯の状況

平成27年度末における宮古全域の総世帯数25,900世帯のうちひとり親世帯数は997世帯で、総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は3.8%となっている。

ひとり親世帯になった原因別では、離婚が788世帯(79%)と最も多く、次いで未婚の母が121世帯(12.1%)、死別が17世帯(1.7%)、障害及び疾病が11世帯(1.1%)の順となっている。

またひとり親世帯997世帯のうち44世帯(4.1%)が、生活保護を受給している。

表1 ひとり親世帯の状況

各年度末現在

区分 年度	総 世帯数 A	ひとり親 世帯数 B	比率 B/A	死別 C	比率 C/B	生別 D	比率 D/B	生別の原因				
								離婚	遺棄	未婚 の母	障害及 び疾病	その他
平成23年度	24,875	884	3.6%	10	1.1%	874	98.9%	721	3	114	3	33
平成24年度	25,169	867	3.4%	6	0.7%	861	99.3%	696	4	115	5	41
平成25年度	25,335	904	3.6%	8	0.9%	896	99.1%	730	4	114	6	42
平成26年度	25,587	958	3.7%	17	1.8%	941	98.2%	817	3	111	7	3
平成27年度	25,900	997	3.8%	17	1.7%	980	98.3%	788	0	121	11	60

表2 地区別ひとり親世帯の状況

平成27年度末現在

区分 地区別	総 世帯数 A	ひとり親 世帯数 B	比率 B/A	死別 C	比率 C/B	生別 D	比率 D/B	生別の原因				
								離婚	遺棄	未婚 の母	障害及 び疾病	その他
宮古島市	25,381	980	3.9%	17	1.7%	963	98.3%	771	0	121	11	60
多良間村	519	17	3.3%	0	0.0%	17	100.0%	17	0	0	0	0
計	25,900	997	3.8%	17	1.7%	980	98.3%	788	0	121	11	60

表3 地区別ひとり親世帯の生活保護受給状況

平成27年度末現在

	宮古島市	多良間村	計
ひとり親世帯数	980	17	997
母子世帯数	809	9	818
生活保護受給世帯	40	1	41
父子世帯数	107	8	115
生活保護受給世帯	3	0	3
保護率	4.1%	5.9%	4.1%

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ア 母子福祉資金の貸付

母子福祉資金とは、配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸し付ける資金である。

資金の種類は12種類となっており、その年度別内訳を表4に、市村別内訳を表5に示す。

表4 母子福祉資金年度別貸付状況

(単位：千円)

資金別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金	4	1,974	3	1,346	2	2,180	3	1,985	6	3,675
技能習得資金									1	250
修業資金					1	426	1	426	1	390
就職支度資金							1	400		
医療介護資金										
生活資金									1	400
住宅資金										
転宅資金										
就学支度資金	1	380	1	500						
結婚資金										
計	5	2,354	4	1,846	3	2,606	5	2,811	9	4,715

表5 平成27年度母子福祉資金地区別貸付状況

(単位：千円)

資金別	宮古島市		多良間村		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金					0	0
事業継続資金					0	0
修学資金	6	3,675			6	3,836
技能習得資金	1	250			1	250
修業資金	1	390			1	390
就職支度資金					0	0
医療介護資金					0	0
生活資金	1	400			1	400
住宅資金					0	0
転宅資金					0	0
就学支度資金					0	0
結婚資金					0	0
計	9	4,715	0	0	9	4,876

イ 父子福祉資金の貸付

父子福祉資金とは、配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸し付ける資金である。

平成26年10月1日から父子福祉資金の貸付が開始された。

ウ 寡婦福祉資金の貸付

寡婦福祉資金とは、配偶者のない女子であり、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者、又はその者が扶養する20歳以上の子、その他これに準ずる者の経済的自立を支援するための資金である。資金の種類は12種類となっており、その年度別内訳を表6に示す。

表6 寡婦福祉資金年度別貸付状況

(単位：千円)

資金別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金	1	1,152								
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金										
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金										
就学支度資金										
結婚資金										
計	1	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 貸付金の償還状況

母子寡婦福祉資金の償還状況は、償還率が3割前後で推移している。償還金が貸付金の原資となるため、本資金の円滑な運営を図るためにも償還推進が重要な課題となっており、督促月間を設け滞納者への償還指導を行っている。

表7 年度別償還状況

(単位：円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
母子福祉資金	調定額	14,484,704	13,099,849	13,313,130	13,601,656	13,320,764
	収入済額	5,719,389	4,208,187	4,209,810	4,096,966	4,342,954
	償還率	39.5%	32.1%	31.6%	30.1%	32.6%
	未収入額	8,765,315	8,891,662	9,103,320	9,504,690	8,977,810
寡婦福祉資金	調定額	2,053,142	1,979,476	1,942,498	1,217,264	1,127,025
	収入済額	475,228	485,562	487,506	476,687	502,465
	償還率	23.1%	24.5%	25.1%	39.2%	44.6%
	未収入額	1,577,914	1,493,914	1,454,992	740,577	624,560
合計	調定額	16,537,846	15,079,325	15,255,628	14,818,920	14,447,789
	収入済額	6,194,617	4,693,749	4,697,316	4,573,653	4,845,419
	償還率	37.5%	31.1%	30.8%	30.9%	33.5%
	未収入額	10,343,229	10,385,576	10,558,312	10,245,267	9,602,370

オ 母子・父子福祉協力員

母子・父子福祉協力員は、母子父子寡婦福祉資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて訪問指導を行うとともに、担当区域内の母子家

庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ることを職務とする。

母子・父子福祉協力員は、沖縄県母子・父子福祉協力員規程に基づき知事が委嘱し、当所には2名配置されている。

表 8 母子福祉協力員活動状況

平成 27 年度

勤務日数 (日)	活動件数 (件)
96	431

(3) 相談支援事業

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭や寡婦からの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上、求職活動に関する支援を行うこと等を職務としている。

当所には、母子・父子自立支援員が1名設置されている。

表 9 相談・指導状況

平成 27 年度(単位：件)

区分	生活一般					児童					生活援護					その他					合計			
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚その他	養育	教育	非行	就職	その他	母子福祉資金	寡婦福祉資金	父子福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他	売店設置	たばこ販売		母子世帯向公営住宅	母子福祉施設の利用	母子生活支援施設
件数											298	23												321

※平成22年8月1日より、母子家庭及び寡婦のみならず、父子家庭に対しても必要な支援を行うこととなった。

(4) 沖縄県自立支援教育訓練給付金事業

本事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援することで、自立の促進を図ることを目的としている。

当所では、多良間村に住所を置く母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談及び申請を受け付けている。なお、支給対象者は次の各号の要件の全てを満たす者とする。

ア 支給対象者

- (ア) 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。
- (イ) 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
- (ウ) 当該教育訓練を受けることが適職に就く為に必要であると認められること。
- (エ) 本事業による給付金を受けたことがないこと。

イ 対象講座

- (ア) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- (イ) 別に定める就業に結びつく可能性の高い講座

ウ 支給対象経費及び支給額

支給対象者が対象教育訓練のために本人が支払った費用の20%に相当する額。

ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4万円を超えない場合は支給しない。

6 児童福祉

児童福祉法は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならないとし、また、すべての児童は等しく生活を保障され、愛護されなければならないことを理念としている。さらに、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うものとしている。

平成12年5月には児童虐待の防止等に関する法律が制定され、児童の心身の成長、人格の形成を保護する施策の推進が求められている。

これらの児童に関する問題に対処するため、当所では、相談等の強化、家族への支援、地域社会の環境整備、地域住民に対する連帯意識の高揚等に努めている。

(1) 児童の健全育成

ア 家庭児童相談室

家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成にとって大切な生活の場である。しかし、近年の社会変化、経済的な変動による家庭養育機能の低下等に伴い、子どもの養育への支援を必要とする世帯が増加している。このため、人間関係の健全化及び児童養育の適正化、家庭児童福祉の向上を図るため家庭児童相談室を設置し、満18歳未満の児童問題についての相談を受け、その指導、援助に努めている。

表1 福祉保健所における市町村別・受付経路別処理件数

平成27年度

種別 市村別	発見	児童委員からの通知	児童相談所からの送致 (法第二六条第一項第三号によるもの)	児童相談所からの委嘱 (法第十二条四号によるもの)	保健所からの通知	警察関係からの通告	その他都道府県(指定都市含む)関係からの通告	市町村(指定都市除く)からの通告	学校から相談	家庭・親戚から相談	本人から相談	その他からの通告等	計
宮古島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多良間村	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	4	9
計	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	4	9

表2 福祉保健所における市町村別・内訳処理件数

平成27年度

種別 市町村別	知的障害者福祉司 又は 社会福祉主事の指導	施設入所措置		児童福祉法第二二条 又は 通知 第二三条報告	児童相談所へ送致 又は 通知等	児童相談所の委嘱 による調査の完了 (法第十二条四項)	他の機関に斡旋紹介	相談・助言・その他	計
		助産施設	母子寮						
宮古島市	0	3	0	0	0	0	0	0	3
多良間村	1	1	0	0	1	0	3	0	6
計	1	4	0	0	1	0	3	0	9

表3 家庭児童相談室における年度別相談件数（延件数）

各年度末現在

種別 年度	習性 格等 生活	知能 ・ 言語	学 校 生 活 等	非 行	家 庭 関 係	環 境 福 祉	障 害	そ の 他	計
平成23年度	1	0	0	1	3	0	0	16	21
平成24年度	0	0	0	1	9	2	0	5	17
平成25年度	0	0	0	0	3	1	0	2	6
平成26年度	0	0	0	0	31	0	0	2	33
平成27年度	0	0	0	0	6	0	0	3	9

表4 家庭児童相談室における市町村別相談件数（延件数）

平成27年度

種別 市町村名	習性 格等 生活	知能 ・ 言語	学 校 生 活 等	非 行	家 庭 関 係	環 境 福 祉	障 害	そ の 他	計
宮古島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多良間村	0	0	0	0	6	0	0	3	9

イ 助産施設

助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、必要な助産を受けさせるための児童福祉施設である。

平成16年度より、県立病院分は市の入所措置決定の場合でも、助産費用の支弁は県が行うこととなった。

表5 助産施設設置状況

平成27年度末現在

施設名	設置 主体	種別	ベッド数	所在地
宮古病院	県	第一種	2	宮古島市平良 字下里427-1

表6 市村別助産施設入所措置件数 各年度末現在

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
宮古島市	4	2	2	4	3
多良間村	4	3	2	0	1
計	8	5	4	4	4

(2)心身障害者扶養共済制度

障害のある者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障害）のことがあった時、障害のある者に終身一定の年金を支給する共済制度で、本県は昭和48年から実施されている。なお、平成27年度の管内において、本制度の加入者はいない。

(3)児童福祉行政（入所事務・公立保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別に明らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずること等により、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

平成27年度の児童福祉行政指導監査実施施設は次のとおりである。

入所事務・・・多良間村役場

公立保育所・・・宮古島市（北保育所、東保育所、馬場保育所、伊良部保育所、佐良浜保育所、上野保育所、下地保育所、福里保育所、西城保育所、砂川保育所）
多良間村（多良間保育所）

表7 保育所設置状況

平成27年度末現在

	公立保育所		法人保育所		認可外保育施設		計	
	設置数	児童数（定員）	設置数	児童数（定員）	設置数	児童数	設置数	児童数
宮古島市	10	728(815)	12	1012(960)	14	461	36	2,201
多良間村	1	25(45)					1	25
計	11	753(860)	12	1012(960)	14	461	37	2,226

※管内の公立保育所の入所状況は、定員に対し余裕がみられるが、法人保育所については、定員を上回っている。（入所人員は、施設及び職員配置の最低基準を満たしていれば、定員を超過することが認められている。）

7 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき地域福祉を増進することを目的として、市町村の区域におかれている民間奉仕者として厚生労働大臣から委嘱されるもので、任期は3年となっている。その職務は、地域住民の生活状況を把握し、要保護者の相談に応じその自立更生を援助するとともに、各行政機関の業務に協力することである。

ア 民生委員・児童委員の活動状況（平成27年度）

表1 内容別相談・支援件数

相談内容	支援件数	構成比(%)
在宅福祉	93	2%
介護保険	147	3%
健康・保健医療	168	4%
子育て・母子保健	137	3%
子どもの地域生活	364	8%
子どもの教育・学校生活	361	8%
生活費	152	3%
年金・保険	69	1%
仕事	63	1%
家族関係	162	4%
住居	41	1%
生活環境	219	5%
日常的な支援	1,023	22%
その他	1,623	35%
計	4,622	100%

表2 分野別相談・支援件数

相談内容	支援件数	構成比(%)
高齢者に関する事	1,759	38%
障害者に関する事	507	11%
子どもに関する事	1,098	24%
その他	1,258	27%
計	4,622	100%

表3 その他の活動件数

活動内容	活動件数	構成比(%)
調査・実態把握	782	14%
行事・事業・会議への参加協力	1,222	21%
地域福祉活動・自主活動	2,075	36%
民児協運営・研修	1,179	21%
証明事務	363	6%
要保護児童の発見の通告・仲介	91	2%
総数	5,712	100%

表4 活動等の総合計件数

活動内容	回数・日数
訪問回数	6,622 回
連絡調整回数	3,086 回
活動日数	8,950 日

イ 宮古管内民生委員・児童委員協議会会長・副会長名簿（平成27年度末現在）

民児協名	役職名	氏名	電話番号	担当地区名
平良第一民児協	会長	砂川栄	72-3193	漲水・北西里・根間・下屋・仲屋・旭・高阿良・東川根・仲保屋・保里・荷川取・宮原・高野・添道・下崎・成川・福山・西原・大浦・大神・島尻・狩俣・池間・前里
	副会長	平良美千代		
	〃	花城愛子		
平良第二民児協	会長	宮國恵昇	72-3193	南西里・神屋・大三俵・上角・前比屋・出口・大原・馬場・腰原・羽立・東・栄・富名腰・久貝・松原・七原・地盛・山中・野原越・細竹・盛加
	副会長	池田幸子		
	〃	下地節子		
城辺民児協	会長	砂川美枝子	77-7930	保良・吉野・新城・七又・皆福・福東・福中・福西・福北・福南・西東・仲原・加治道・比嘉・長北・長南・長中・西西・吉田・上区・西中・下南・砂川・友利
	副会長	伊良部寛		
	〃	松川順子		
伊良部民児協	会長	比嘉臣雄	78-5973	伊良部・仲地・国仲・長浜・佐和田・池間添・前里添
	副会長	川上百合子		
	副会長	佐和田立子		
下地・上野民児協	会長	下地美智子	76-2540	来間・川満・洲鎌・与那覇・上地・高千穂・入江・嘉手苺 宮国・名加山・大嶺・上野・野原・高田・豊原・新里・千代田
	副会長	川満廣俊		
	〃	兼島政芳		
多良間村民児協	会長	知念信雄	79-2679	大木・吉川・大道・嶺間・仲筋
	副会長			

ウ 宮古管内民生委員・児童委員配置状況（平成27年度末現在）

	定数	現員	男性	女性
平良第一民児協	30 (2)	29 (2)	10 (2)	19 (0)
平良第二民児協	33 (2)	33 (2)	5 (0)	28 (2)
城辺民児協	24 (2)	23 (2)	11 (1)	12 (1)
伊良部民児協	21 (2)	20 (2)	6 (0)	14 (2)
下地・上野民児協	16 (2)	16 (2)	5 (0)	11 (2)
多良間村民児協	5 (2)	4 (2)	2 (0)	2 (2)
合計	129 (12)	125 (12)	39 (3)	86 (9)

※ () は、主任児童委員の人数である。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉事業法に基づき、都道府県、各市町村に設置されている機関である。福祉サービスが必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として設置されている。

ア 宮古管内社会福祉協議会

名称	住所	電話
宮古島市社会福祉協議会	宮古島市城辺字西里添788-3	0980-77-8661
宮古島市社会福祉協議会平良支所	宮古島市平良字久貝706-1	0980-72-3193
宮古島市社会福祉協議会城辺支所	宮古島市城辺字西里添788-3	0980-77-7930
宮古島市社会福祉協議会下地支所	宮古島市下地字上地628-7	0980-76-2270
宮古島市社会福祉協議会上野支所	宮古島市上野字新里420-2	0980-76-2540
宮古島市社会福祉協議会伊良部支所	宮古島市伊良部字前里添1101	0980-78-5973
多良間村社会福祉協議会	多良間村字仲筋160	0980-79-2679

(3) ハンセン病対策

ハンセン病は感染力も弱く、現代の医学では完治する病気であるが、国の患者隔離政策により長期に渡り強制的に収容されたため、「ハンセン病国賠訴訟熊本判決」後においても未だ偏見や差別が根強く残っている。

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発普及に努めている。

ア 宮古島内での主な普及啓発活動

(平成27年度)

普及啓発内容	実施主体	実施日
ハンセン病を正しく理解する月間	沖縄県・公益財団法人沖縄県ゆうな協会	6月
宮古南静園 納涼祭り	国立療養所宮古南静園	8月6日

イ 宮古南静園退所者連絡会議の設置

県では、平成14年より退所者の社会生活の支援を図るため相談窓口を設置している。しかしながら、相談者にとっては相談を行うための環境が不十分で、利用しやすい窓口とは言えず、形骸化しているのが現状である。

そこで、平成21年度に関係機関等が集まり、現在の相談窓口の問題点等を挙げ、退所者が利用しやすい相談窓口にするための意見交換を行い、平成22年度以降定期的な連絡会議を開催することとなった。

連絡会議の構成員

①宮古南静園	自治会	③みやこ・あんなの会
	退所者の会	④宮古島市健康増進課
②ハンセン病と人権市民とネットワーク宮古	福祉室	⑤沖縄県宮古福祉保健所
		⑥その他、連絡会議が必要と認める者

ウ 相談窓口

県内のハンセン病相談窓口

機関名称	電話番号
公益財団法人 沖縄県ゆうな協会	098-832-9528
国立療養所 沖縄愛楽園	0980-52-8331
国立療養所 宮古南静園	0980-72-5321
沖縄県保健医療部 薬務疾病対策課 疾病対策班	098-866-2215
北部福祉保健所 地域福祉班	0980-52-0051
中部福祉保健所 生活保護班	098-938-9709
南部福祉保健所 生活保護班	098-889-7150
宮古福祉保健所 福祉班	0980-72-3771
八重山福祉保健所 福祉班 地域福祉チーム	0980-82-2330

県外のハンセン病相談窓口

機関名称/電話番号
社会福祉法人 ふれあい福祉協会 03-5302-8480
社会福祉法人 大阪府 総合福祉協会 06-6563-2091
厚生労働省 健康局疾病対策課 03-5253-1111(内2369)

8 配偶者暴力相談支援に関すること

県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）に基づき、平成14年度に女性相談所が配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられ、平成18年度に北部福祉保健所、八重山福祉保健所及び宮古福祉保健所、平成23年度に中部福祉保健所及び南部福祉保健所にその機能が付与された。

(1) 配偶者暴力相談支援センターの業務内容

当所では、DV防止法第3条第3項に基づき、次の業務を行っている。

- ア 被害者に関する各般の問題についての相談
- イ 被害者及びその同伴する家族の一時保護等に関する諸手続
- ウ 被害者が自立して生活することを促進するための各制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡等
- エ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡等
- オ 被害者を居住させて保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

(2) 相談状況

表1 主訴別受付状況

区分 年度	人間関係													同居問題	移住先なし	経済関係				医療関係				不純異性行為	売春強要	暴力団関係・ヒモ	5条違反	合計	
	夫等			子供			親族			家庭不和	その他の暴力	男女関係	その他			生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
	夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子供の暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の者の暴力																				その他
H23	120	0	13	6	0	0	1	0	0	5	0	8	0	10	5	0	1	0	0	5	0	4	6	4	0	0	0	0	188
H24	83	0	4	29	0	0	20	1	4	1	1	20	0	4	6	6	3	1	4	1	1	6	0	1	0	0	0	0	196
H25	148	1	15	27	0	1	21	1	1	1	0	13	0	4	18	0	9	0	11	1	1	2	1	5	0	0	0	0	281
H26	79	1	24	64	1	0	14	0	1	0	0	3	4	1	7	0	0	0	0	7	0	5	0	0	0	0	0	0	211
H27	75	0	6	48	0	0	9	0	1	0		14	0	10	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	166

表2 経路別受付状況

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の婦人相談員	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関			社会福祉施設	医療機関		教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
							児童相談所	民生委員	その他		保健所	医療施設					
H23年度	139	6	4	0	3	3	4	0	2	0	0	4	11	0	9	3	188
	(123)	(6)	(4)	(0)	(3)	(3)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(3)	(9)	(0)	(4)	(0)	(158)
H24年度	153	6	0	1	0	2	3	0	9	1	0	1	10	0	6	4	196
	(106)	(6)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(8)	(1)	(0)	(0)	(8)	(0)	(1)	(4)	(137)
H25年度	170	24	14	0	2	10	2	0	27	3	1	4	3	0	20	1	281
	(137)	(17)	(4)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(6)	(0)	(0)	(1)	(3)	(0)	(6)	(0)	(177)
H26年度	178	13	0	0	3	8	0	0	5	0	0	0	0	0	4	0	211
	(120)	(10)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(138)
H27年度	143	5	4	0	6	4	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	166
	(105)	(4)	(4)	(0)	(5)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(123)

上段は相談件数。カッコ内は、全相談のうち内容がDVに関する相談であるものの件数

9 生活困窮者自立支援制度に関すること

生活保護に至るおそれがある者（以下、「生活困窮者」という）を対象に包括的な支援を行う、生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月 1 日から施行された。県では、必須の 2 事業（自立相談支援事業、住宅確保給付金）及び任意事業を 3 事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業）を実施している。

(1) 自立相談支援事業

自立相談支援事業とは次に掲げる事業をいう。

ア 就労の支援その他自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

イ 生活困窮者に対し、法第 10 条第 3 項に規定する認定就労訓練事業の利用についてのあっせんを行う事業

ウ 生活困窮者に対し、島外生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助等を行う事業

(2) 住居確保給付金

離職等により、居住する住宅を失ったもの、又は現に居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため居住を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金。

(3) 就労準備支援事業

雇用による就労が著しく困難な生活困窮者等に対し、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

(4) 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者等に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う事業。

(5) 学習支援事業

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う事業。

